

地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は、都市自治体の経済・財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策、金利上昇への対応、さらには民間の賃上げ等を踏まえた給与改定の実施など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、地方分権の趣旨に基づき、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに、十分な議論を経て合意形成のうえ行うこと。

また、国の経済対策による各種給付金の給付など、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率5対5の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

4. 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えない

よう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中のは正という根本的課題の解決を図ること。

6. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存することなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

7. 疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高騰等へ対応するため、都市自治体の安定的な行政運営に必要な財源を確保すること。また、原油価格・物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

8. 地方創生への取組をはじめ、人口減少対策、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、物価高騰への対応等による地域経済の基盤強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災、国土強靭化対策、金利上昇への対応、さらには民間の賃上げ等を踏まえた給与改定の実施など、増大する都市自治体の財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

9. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産に適用する特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

10. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の地方自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。

11. 社会全体のデジタル化を更に推進するため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化・共通化について、必要な支援や十分な財政措置を講じるとともに、ガバメントクラウド等の利用・運用保守費用については、現行よりも安価で適切な利用料等となるように国が主体となって調整や財政支援を講じること。

また、令和7年度末とされている移行完了時期については、都市自治体の実情を十分勘案したうえで、業務に支障が生じないよう適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

12. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、総合戦略の改定に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。

また、地域再生計画の認定に基づくデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

1 3．都市自治体が公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備を計画的かつ着実に実行できるよう、公共施設等適正管理推進事業債を恒久化し、地方の実情を踏まえた柔軟な運用とともに、交付税措置を拡充すること。

1 4．国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を現下の人工費・資材価格高騰等の実態に即して改善するなど財政支援を強化し、必要額を確保するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

1 5．持続可能な安定した都市自治体の運営を図るため、職員の確保・定着に影響が生じることのないよう地方公務員の給与制度のあり方について検討すること。

また、令和6年の人事院勧告に基づく給与改定により、都市自治体においては大幅な人工費の増額が見込まれることから、相当する額を年度内に財源補填できるよう予算措置するとともに、令和7年以降の交付税算定においても確実に措置できるよう財源を確保すること。

1 6．国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

また、医療保険制度改革に伴い、保険者の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

1 7．こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。

1 8．亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

1 9．学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、新增築、老朽化に対応する改築、長寿命化や防災機能の強化等を計画的に実施できるよう、補助対象事業の拡大、補助期間の延長、補助要件の緩和や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図るとともに、十分な当初予算を確保すること。

特に、空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

また、学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調（冷暖房設備））事業について、令和7年度までとなっている国庫補助率の引上げ期間を延長すること。

2 0．G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、ICT教育における地域格差が生じないよう、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じるとともに、学習アプリ

ケーション等の利用料や家庭学習のための通信料等の運用に係る費用について財政支援を講じること。

また、LTEモデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

さらに、GIGAスクール運営支援センター整備事業や通信ネットワークの整備などに係る経費についても、継続して財政支援を講じること。

2 1. 人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

2 2. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、都市自治体の意見を十分に尊重した実効性のある多文化共生政策を推進すること。

また、日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、十分な財政支援を講じること。

2 3. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における防災・減災・国土強靭化に寄与する老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

2 4. 地理的な制約条件から多くの課題を抱える半島地域について、引き続き、多様な地域の特性を生かし、自立的に発展するために、令和7年3月末に期限を迎える半島振興法及びその税制優遇措置について、延長すること。

2 5. 新型コロナウイルスワクチン定期接種化に当たり、激変緩和措置として令和6年度に国より交付されるワクチン生産体制等緊急整備基金による助成金について、次年度以降も継続すること。

2 6. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路・幹線道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに、地域公共交通の持続的かつ安定的な運営のための積極的な支援を行うこと。

以上決議する。

令和6年10月10日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、各地で記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発化するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靭化の取組を進めるため、国土強靭化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

2. 国土強靭化を強力かつ計画的に推進できるよう、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備に係る予算・財源を例年以上の規模で確保すること。特に、令和6年度から社会資本整備総合交付金の交付対象事業となった水道事業については、水道設備の耐震化を加速させるため、交付率の引上げ、交付対象事業の拡大や採択基準の緩和を図るなど、財政支援の充実強化を図ること。

3. 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化するとともに、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

4. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

5. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

以上決議する。

令和6年10月10日

東海市長会

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来すなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題である。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

こども・子育て施策の実施に当たっては、国と地方が手を携えて取り組むことが肝要であり、真に実効性ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映する必要がある。

また、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施にあっては、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して施策に取り組めるよう制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. こども・子育て施策の抜本強化に向けて必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないよう、国の責任において、地方財源も含めて十分に確保すること。併せて、都市自治体が地域の実情に応じてきめ細かな事業が実施できるよう、都市自治体が独自に活用できる財源の確保・充実を図ること。
2. 子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担うこどもたちが必要なサービスを公平に受けることができるよう、こども医療費について全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。
3. こどもに係る国民健康保険料（税）の均等割額を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
4. 「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の増大に対応するため、地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。
また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る給与の全体を底上げする抜本的な改革を行うこと。
5. こどもの良好な環境づくりのため、市町村がまとめた施設整備計画にしっかりと対応できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、十分な財源を確保するとともに、交付金の採択要件の緩和を実施すること。
6. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、看護師等の安定的な確保や育成、補助事業の拡充など、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受け入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を図ること。

7. 学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすことに鑑み、その実施に当たって都市自治体間に格差が生じることがないようにし、保護者の経済的負担を軽減することで子ども・子育て環境の充実を図れるよう、法制面等における課題整理を行ったうえで、国の責任において学校給食を無償とし、必要な財源を確保すること。

以上決議する。

令和6年10月10日

東海市長会